

IFRSニュース

Quarter 4 2019

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

本号ではまず初めに、IASBIによる最新のニュースについて検討し、その後、グラントソントンによるIFRS関連ニュースについてご説明します。

最新の諸基準及び解釈指針並びにそれらの適用日の一覧をご覧になりたい場合には、IFRS財団のウェブサイト ([ifrs.org](https://www.ifrs.org)) をご訪問いただくか、又は以下のリンク先をご覧ください：

- 基準設定プロジェクト
- リサーチ、維持管理及びその他のプロジェクト
- 完了したアジェンダ決定

IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント期限の一覧についても同ウェブサイト ([ifrs.org](https://www.ifrs.org)) でご確認いただけます。

私どもは現在、2020年に向けて新しい刊行物についての戦略を取りまとめており、そのため、数か月以内に私どもの公表物の一部に変更が生じると思われれます。後続記事をお見逃しなく！



Contents

- 2 IASBは金利指標改革 (IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の修正) を公表
- 4 グラントソントンはIFRS第17号の修正案に関するコメントレターを提出
- 4 グラントソントンはIAS第12号の修正案に関するコメントレターを提出
- 5 グラントソントンはIAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案に関するコメントレターを提出
- 6 グラントソントン関連のニュース

IASBは金利指標改革 (IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の修正) を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、世界各国で進行されつつある金利指標改革に対応して、「金利指標改革 (IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の修正)」を公表した。本修正は、ヘッジ関係について救済措置を提供することを目的としている。

多くの銀行間取引金利 (IBOR) が、今後数年内に新しい指標であるリスクフリー金利 (RFR) に置き換えられることが予想されます。金利指標は国際金融市場で広範に使用されていることから、IBORの置換えにより生じる最大の論点の一つは、ヘッジ会計に対する潜在的影響であり、この主題はIASBの修正で取り上げられています。

修正

主な修正は、以下のとおり要約できます：

トピック

要約

可能性が非常に高いという 要求事項とヘッジの有効性の 将来に向かっての評価

企業が現時点でIBORキャッシュ・フローを指定している場合に、IBORの新しい金利指標への置換えは、可能性が非常に高い将来キャッシュ・フローのヘッジにおいても当該キャッシュ・フローが生じると主張することが可能であるのか、また、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるとみなされるための要求事項を満たすのかについて疑問を生じさせる。

したがって、IASBIは、予定取引は可能性が非常に高いかどうか、又は、もはや発生するとは見込まれないかどうかの決定についての例外を提供した。具体的には、本修正は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、企業がそれらの要求事項を適用すべきであると述べている。

また、IFRS第9号及びIAS第39号のヘッジ会計の要求事項の例外も含まれており、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、及び／又は、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと企業が仮定することができる。この例外は、企業が以下のことを判定する際に適用される：

- IFRS第9号を適用する場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるかどうか、又は
- IAS第39号を適用する場合に、ヘッジが相殺を達成する上で非常に有効であると見込まれるかどうか

ある項目の構成要素をヘッジ対象に 指定すること

契約で定められておらず金利指標改革の影響を受ける金利リスクの指標要素のヘッジについて、IFRS第9号及びIAS第39号のヘッジ会計の要求事項を修正している。

具体的には、企業は当該要求（指定されるリスク要素又は指定される部分が独立して識別可能であること）を、ヘッジ関係の開始時にのみ適用する。

これには一つ例外があり、それはヘッジ手段とヘッジ対象の両方が頻繁に変動することを理由に、企業がヘッジ関係を頻繁に再設定する場合である。この場合、企業は当該ヘッジ関係におけるヘッジ対象の当初指定時にのみこの要求事項を適用する。

これらの修正が適用されなければ、IBORの置換え及びどのような金利に置き換えられるのかの不確実性により、企業が将来予測的な評価を行う能力に対する金利指標改革の影響のみを理由として、企業がヘッジ会計を中止しなければならなくなる可能性があります。

また、企業のヘッジ関係が本修正の影響を受ける程度に関する開示も要求されます。

IASBIは、金利指標改革により直接的に影響を受けるすべてのヘッジ関係について、上記の例外を強制すると述べています。また、当該例外は限定された期間に適用されることも確認しています。具体的には、企業は以下のいずれか早い時点で、本修正の適用を将来に向けて中止します：

- 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- ヘッジ関係が終了した時、又は予定取引がもはや発生することが見込まれない場合には、当該ヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額の全体が純損益に振り替えられた時

IASBIは、上記で要約した、独立した識別の要求事項に関して提案している例外の適用の終了については定めていません。

本修正は、ヘッジ関係が、本修正に含まれる理由以外の理由でヘッジ会計の要求事項を満たさなくなった場合に救済措置を提供することを意図するものではありません。

発効日及び経過措置

金利指標改革が進行する速度を踏まえて、本修正は2020年1月1日以後開始する事業年度から発効し、早期適用が認められます。本修正は遡及適用されなければならず、早期適用が認められます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのコメント

私どもは、金利指標改革がヘッジ会計に与える影響に対する救済措置を提供するIASBの修正を歓迎します。報告企業は、ヘッジ会計に対する影響が早急に明確化されることを求めており、そのため、このプロジェクトの第一段階の最終化を喜んでます。

グラントソントンはIFRS第17号の修正案に関するコメントレターを提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBの公開草案ED/2019/4「IFRS第17号の修正」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて本修正案を全般的に支持しています。本修正案は、IFRS第17号の適用プロセスを既に開始している保険者に必要以上の混乱を生じさせることなく、当該基準の適用に関する最も差し迫った問題の一部に対処することになると私どもは考えているからです。

私どものコメントレターの全文をご覧になる場合には、[こちら](#)からダウンロードして下さい。

グラントソントンはIAS第12号の修正案に関するコメントレターを提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBの公開草案ED/2019/5「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS第12号の修正案)」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、IFRS第16号が2019年1月1日に発効し、本論点がより一般的となってきたことを考慮して、これに対処するためのIASBのプロジェクトを支持しています。しかし、IASBが提案しているIAS第12号の修正方法についてはいくらかの懸念があります。特に、税務上の損金算入がリース負債とリース資産のどちらに起因するものなのかを決定するためのガイダンスが十分に示されていないことを、私どもは懸念しています。こうしたガイダンスの不足は、本修正の目的である実務上の不統一の削減をもたらすのではなく、実務上の不統一を生じさせる可能性があります。また、繰延税金負債の計上金額に対する「上限 (cap)」又は限度額の導入に関しても懸念しています。

私どものコメントレターの全文をご覧になる場合には、[こちら](#)からダウンロードして下さい。

グラントソントンはIAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案に関するコメントレターを提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドはIASBの公開草案ED/2019/6「会計方針の開示 (IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案)」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、当該基準で現在使用されている用語や表現の改善につながると考えているため、本修正案を全般的に支持しています。しかし、当該基準の修正の適用に関していくつかの提案及び懸念があります。詳細については私どものコメントレターを参照して下さい。

私どものコメントレターの全文をご覧になる場合には、[こちら](#)からダウンロードして下さい。

グラントソントン関連のニュース

Insights into IFRS 3:事業の定義

私どもはIFRS第3号における新しい事業の定義に関する刊行物を発行した。IASBは2018年10月に、IFRS第3号「企業結合」の修正として「事業の定義」を公表した。

本修正は、IFRS第3号の適用後レビューで受け取ったフィードバックに対応したものです。本修正は、取引を資産の取得又は企業結合のいずれとして会計処理すべきかを企業が判定する際の助けとすることを目的として、事業の定義を明確化しています。

私どもの記事では、新しい定義及び変更点について説明しています。また、任意の集中度テストについて記述し、それを適用する際の事例をいくつか示しています。

本刊行物をご覧になる場合には、[こちら](#)からダウンロードして下さい。



Sue Almond氏が会計及び財務へ多大な貢献をしたとして表彰された



グラントソントン・インターナショナル・リミテッドにおける監査部門のグローバル・リーダーであるSue Almond氏は、9月に行われたBritish Accountancy Awardsにおいて、会計及び財務分野の功労賞 (Outstanding Contribution to Accounting and Finance Award) を受賞した。

パネルメンバーのコメントでは、「Almond氏は監査及び保証業務の専門家として輝かしい経歴を有し、国際分野に重点的に取り組んできた。監査分野を開拓し、常に業界の発展に努め、変化や技術がもたらし得る機会を促進した功績が評価され、この賞が贈られた。」と強調されました。

グローバルCEOのPeter Bodin氏は祝辞の際に、「これは名誉ある賞であり、とても価値があります。私は常々、私どものスタッフの質が重要であると話しています。Almond氏の多大な貢献が評価されたこと、彼女が私どものチームの一員であることは、喜ばしいことです」とコメントしました。

本賞は、監査専門職を育成し、常に監査分野の発展に努め、変化や技術がもたらし得る機会を促進することに尽力した人物を表彰するものです。



Grant Thornton
An instinct for growth™

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。